

別紙

諮問第1586号

答 申

1 審査会の結論

「車両速度計測装置取扱説明書」外8件を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「自動速度取締機〇〇製〇-〇について 1 取扱説明書 2 仕様書（最新のもの） 3 その他当該機器を取り扱う者が設置撤去を含む機器の取扱いに際し、もしくはその教育を受けるにあたり参照する資料 4 当該機器の導入を検討するにあたり参考とした資料」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、警視総監が令和2年9月1日付けで行った一部開示決定（以下「本件一部開示決定」という。）について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関は、本件開示請求に対し、対象公文書として別表に掲げる本件対象公文書1から9までを特定し、同表に掲げる本件非開示情報2、4、15、17及び19については条例7条3号、4号及び6号に、本件非開示情報1、3、5、9及び16については条例7条3号に、本件非開示情報10、11及び13については条例7条4号及び6号に、本件非開示情報6及び18については条例7条2号及び4号に、本件非開示情報7については条例7条4号に、本件非開示情報8、12及び14については条例7条6号に該当するとして非開示とする本件一部開示決定を行ったものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求は、令和3年12月28日に審査会に諮問された。

審査会は、令和4年5月19日に実施機関から理由説明書を収受し、同年5月20日（第

200回第三部会) から同年10月27日 (第204回第三部会) まで、5回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書及び反論書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 自動速度取締機について

実施機関が使用する自動速度取締機には、固定式自動取締装置及び可搬式自動取締装置があるところ、本件開示請求に係る自動速度取締機〇〇製〇-〇は、可搬式自動取締装置に分類され、場所を移動して走行する車両の速度を測定し、車両の走行速度が設定値を超えた場合に、カメラで車両、登録(車両)番号、運転者等を撮影する装置(以下「本製品」という。)をいい、〇〇株式会社(以下「当該法人」という。)が独自に製造販売しているものである。

イ 本件対象公文書について

本件対象公文書1は、実施機関が当該法人から取得した本製品の取扱説明書、本件対象公文書2は、本製品で撮影した画像を印刷するための画像印刷ソフト取扱説明書、本件対象公文書3は、本製品の物品買入契約書及びその添付書類一式、本件対象公文書4ないし6は、実施機関が本製品による取締りを行う際の速度違反事件の処理要綱、留意事項及び要領(以下「要綱等」という。)、本件対象公文書7及び8は、本製品の説明資料、本件対象公文書9は、実施機関の職員が本製品の走行実験を視察し、その結果について作成した報告書である。

このうち本件対象公文書1及び2について、実施機関は当該法人に対して、条例15条1項に基づく意見照会を実施し、その結果をもとに本件対象公文書1ないし9の開示、非開示の判断をしたとのことである。

ウ 本件非開示情報2、4、15、17及び19の非開示妥当性について

本件非開示情報2、4、15、17及び19は、本製品の性能や具体的な速度取締りの運用方法等に係る情報であるため、実施機関が条例7条3号、4号及び6号に該当

するとして非開示とした情報である。

審査会が前記非開示情報を見分したところ、本製品の仕様の詳細をはじめ、機器の設置方法、調整方法、設置場所の選定に当たっての注意事項、設置条件、取締速度、機器の運用方法等が記載されているのを確認した。

当該法人が本製品の仕様の詳細について公にしていないこと、及び実施機関が現時点で配備している可搬式自動取締装置と呼ばれる機器は本製品のみであることを勘案すると、前記非開示情報は、事業に参入しようとする競合他社からすれば有意な情報であると考えられる。また、本製品の設置場所の選定方法、取締速度、機器の運用方法等を公にすれば、法規範を軽視する速度違反の常習者等重点的な取締対象者である悪質・無謀なドライバーによる危険性、迷惑性の高い速度違反を誘発、助長することになると考えられる。

ところで、審査請求人は、前記非開示情報のうち、レーザー保護クラスやストロボの色など本製品の機能、部品、部位等（以下「部品等」という。）について、誰もが分かっている又は既に広く知られている情報であるとして、非開示理由・根拠規定に該当しない旨主張するほか、機器の設置方法、調整方法、運用方法等（以下「機器の運用方法等」という。）について、公にしても対抗措置をとることはできず、また、取締りを受けたり、取締りの様子を見たりすれば分かる旨主張する。

審査会が前記非開示情報のうち、部品等に係る部分について検討したところ、いずれも様々な選択肢がある中で当該法人が本製品の性能や利便性を発揮するために開発、製造、選択したものと認めるのが相当であり、審査請求人が主張するような、誰もが分かっている部品等を使用しているとは認められなかった。

また、機器の運用方法等に係る部分について検討したところ、確かに外形的に取締りの様子を観察したり、取締りを受ければ見ることが出来る部分もあるものの、その際の情報と前記非開示情報が同じ情報であるとは言えないほか、一部の取締りを受けた者によって得られた情報が広く公にされた情報と認めることはできない。

以上のことから、本件非開示情報2、4、15、17及び19を公にすることは、当該法人の独自の技術に係る情報や本製品の性能に関する情報を競合他社等に与えることになり、当該法人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため、条例7条3号に該当する。また、公にすることで速度取締りから逃れようと企図する者等による対抗措置を容易にし、速度違反を誘発又は助長するなど犯罪の予

防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めるにつき相当の理由があると認められるため、条例7条4号に該当し、今後の速度取締り業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、条例7条6号に該当し、非開示が妥当である。

エ 本件非開示情報1、3、5、9及び16の非開示妥当性について

本件非開示情報1、3、5、9及び16は、本製品の構造、性能や本製品の点検内容及び方法等に係る情報であるため、実施機関が条例7条3号に該当するとして非開示とした情報である。

審査会が前記非開示情報を見分したところ、本製品を構成する部品、基本性能、設置方法、点検方法等、操作用パソコンの基本操作画面及びその各項目の設定方法・操作要領の詳細等が記載されているのを確認した。

これらの非開示情報には、類似品には見られない特殊な機能を持つものもあれば、機械等にさほど詳しくはない一般のユーザーでも使用しやすいような機能を持つものも見られた。当該法人がそれらをパッケージとして組み合わせて本製品を完成させていることを踏まえると、いずれも様々な選択肢がある中で当該法人が本製品の性能や利便性を発揮するために開発、製造、選択したものであると認められ、仮に構成部品等の一部に一般的と評価されるものが含まれているとしても、それらも含めて本製品の特徴・性質と認めるのが相当である。

以上のことから、本件非開示情報1、3、5、9及び16を公にすることは、当該法人の独自の技術に係る情報や本製品の性能を担保するための情報を競合他社等に与えることになり、当該法人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため、条例7条3号に該当し、その余の非開示情報該当性について判断するまでもなく、非開示が妥当である。なお、前記ウで非開示とした部分と類似の非開示箇所について、非開示理由が異なる部分が見受けられ、これらは本来同一の非開示理由で判断すべきものと思われるが、いずれも条例7条3号を理由に非開示としている事実が変わりはないことから、上記判断に影響を及ぼすものではない。

オ 本件非開示情報10、11及び13の非開示妥当性について

本件非開示情報10、11及び13は、要綱等の記載のうち、具体的な捜査手法、実施

要領、着眼点、運用実施場所等に係る情報であるため、実施機関が条例7条4号及び6号に該当するとして非開示とした部分である。

審査会が前記非開示情報を確認したところ、速度取締事件の捜査手法や速度取締りの実施要領のほか、捜査・取締りが困難なケースなど特別な場合に使用する様式やその場合の対処要領等が記載されていた。

これらの情報は、犯罪捜査の秘匿性や本製品の公表されていない機能及び性能を踏まえれば、審査請求人の主張するような誰もが知っている一般的な情報とは認められず、公にすることで対抗措置をとられると説明する実施機関の説明は首肯できる。

また、審査請求人は、他の道府県警察と情報共有する内容について、非開示にすることを正当とする余地はない旨主張するが、犯罪を立件するためにどのような内容を捜査するか、又は関係道府県警察とどのような情報を共有するのかという捜査要領は、捜査や取締りから逃れたいと考える者等にとっては有意な情報であると認められる。

以上のことから、本件非開示情報10、11及び13を公にすることは、速度取締りから逃れようと企図する者等による対抗措置を容易にするなど犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めるにつき相当の理由があると認められるため、条例7条4号に該当し、また、今後の速度取締り業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、条例7条6号に該当し、非開示が妥当である。

カ 本件非開示情報6及び18の非開示妥当性について

本件非開示情報6は管理職ではない警察職員の印影であり、また、本件非開示情報18は管理職ではない警察職員の氏名の記載であり、これらは個人に関する情報で特定の個人を識別することができる情報であるため、条例7条2号本文に該当する。

実施機関では、管理職である警察職員の氏名については慣行として公にしているが、その他の警察職員の氏名については慣行として公にしていないことから、本件非開示情報6及び18は条例7条2号ただし書イには該当せず、その内容及び性質から同号ただし書ロ及びハにも該当しない。

したがって、本件非開示情報 6 及び 18 については、条例 7 条 2 号に該当し、同条 4 号の該当性について判断するまでもなく、非開示が妥当である。

キ 本件非開示情報 7 の非開示妥当性について

本件非開示情報 7 は法人の印影であり、これを公にすることとなると、偽造等犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があると認められることから、条例 7 条 4 号に該当し、非開示が妥当である。

ク 本件非開示情報 8、12 及び 14 の非開示妥当性について

本件非開示情報 8、12 及び 14 は一般に公にしている警察電話の内線番号であって、これを公にすると、警察関係者以外の者が当該番号宛てに頻繁に電話をかけるなどして、警察事務に必要な指示・連絡や重要突発事案、緊急事態への対応等における警察通信事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、条例 7 条 6 号に該当し、非開示が妥当である。

なお、審査請求人は、その他種々の主張をしているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

久保内 卓亜、徳本 広孝、寶金 敏明、峰 ひろみ

別表

本件対象公文書		本件非開示情報	
1	車両速度計測装置取扱説明書	1	表紙、<ご使用上の注意>、目次（「3. 11. 1」及び「3. 11. 2」の非開示とした部分を除く）、「1. 3 構成品」、「表2-1 機能概要」、「2. 3 メイン画面について」、「2. 6 設置調整について」の本文、「2. 8 印刷機能について」、「3. 2. 2 組立」、「3. 2. 3 点検具の組立」、「3. 3. 1 設定の概要」、「3. 3. 2 地点名」、「3. 3. 4 規制速度」の記事欄、「3. 3. 5 取締方向」の本文及び記事欄、「3. 3. 6 車線数（取締可能とする範囲）」、「3. 3. 7 取締車線」、「3. 3. 8 車線幅員」、「3. 3. 9」、「3. 3. 10 高さ」の本文及び記事欄（記事欄の下の部分を除く）、「3. 3. 12」（項目を除く）、「3. 5 画角調整」の（イ）、（ウ）、（エ）及び（オ）、「3. 6 設置調整」、「3. 7 センサ照射範囲の確認」、「3. 8 運用」、「3. 9 違反の確認」、「3. 10 違反結果の印刷」、「3. 11 運用設定手順の例」の本文、注意欄及び「図3-78 操作PCメイン画面」の図、「3. 12 違反データの移動」、「3. 13 操作PC終了手順」並びに「4 その他」のそれぞれ非開示とした部分
		2	「表1-12 製品仕様」、「2. 5 画角調整について」、「図2-2 設置角度」の図、「3. 2. 1 設置場所の選定」、「3. 3. 3 取締速度」、「3. 3. 4 規制速度」の本文、「図3-40 取締方向（設置位置）」の図、「3. 3. 10 高さ」の記事欄の下の部分、「3. 3. 11 運用モード」、「3. 3. 12」の項目並びに「3. 5 画角調整」の本文、（ア）の本文及び「図3-54 画角調整」の図のそれぞれ非開示とした部分
		3	「3. 4 点検」の非開示とした部分
		4	目次のうち「3. 11. 1」及び「3. 11. 2」の非開示とした部分並びに「3. 11. 1」及び「3. 11. 2」の非開示とした部分
2	画像印刷ソフト取扱説明書	5	全ての非開示とした部分
3	物品買入契約書	6	物品買入契約書の「印鑑照合」欄の警察職員の印影
		7	物品買入契約書の法人の印影
		8	仕様書の警察電話の内線番号
4	自動速度取締機による速度違反事件処理要綱の制定について	9	別記様式第4号「可搬式自動取締装置記録表」の非開示とした部分
		10	別記様式第4号「可搬式自動取締装置記録表」以外の非開示とした部分
5	可搬式自動取締装置の運用に関する留意事項について	11	「2 可搬式自動取締装置による速度取締り実施要領」の非開示とした部分、別紙「可搬式自動取締装置計画表」の非開示とした部分
		12	警察電話の内線番号
6	可搬式自動取締装置の具体的な運用要領等について	13	「3 可搬式自動取締装置の運用実施場所等について」の非開示とした部分
		14	警察電話の内線番号
7	説明資料	15	全ての非開示とした部分
8	市街地、生活道向け 車両速度計測装置〇-〇型 ご説明資料	16	「図5. 1」、「図5. 2画像拡大表示例」及び「図5. 3 定位置撮影例」の図
		17	「図5. 1」、「図5. 2画像拡大表示例」及び「図5. 3 定位置撮影例」の図以外の非開示とした部分
9	レーザー式自動速度取締機の走行実験視察結果について	18	警察職員の氏名
		19	警察職員の氏名以外の非開示とした部分